

(経済産業委員会)

電気用品安全法の一部を改正する法律案(閣法第二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、蓄電池による危険の発生を防止するため、基準適合義務を課すこと等により、その製造、販売等を規制するとともに、旧電気用品取締法に基づく表示の付された電気用品の安定的な流通を確保するための特例措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義の追加

電気用品の定義に「蓄電池であつて、政令で定めるもの」を追加する。

二、旧電気用品取締法の表示に係る特例

旧電気用品取締法の規定により電気用品に付された表示は、電気用品安全法の規定により付された表示(PSEマーク)とみなす。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、旧電気用品取締法の表示に係る特例に関する規定は、公布の日から起算して一月を経過した日か

ら施行する。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。